

第10回 コミュニティセンター検討委員会 会議録

- 1 日 時 平成26年9月26日(金) 午後2時00分から午後3時58分
- 2 会 場 坂井市多目的センター 大ホール
- 3 出席者 別紙出席者名簿参照(欠席:長谷川彰委員)
- 4 会議次第
 - I 開会
 - 1 委員長あいさつ
 - II 会議
 - 1 報告事項
 - (1) 第9回資料補足説明について
 - 2 協議事項
 - ・コミュニティセンター条例・規則(案)について
 - ・センター長服務及びまちづくり協議会規則(案)について
 - ・補助執行及び社会教育指導員規則(案)について
 - 3 その他
 - III その他
 - ・次回検討委員会の開催日について

(まちづくり推進課長)

皆さんお揃いですし、定刻になりましたので、只今から第10回坂井市コミュニティセンター検討委員会を開催させていただきます。なお、本日、坂井地区区長会の長谷川彰委員につきましては、欠席の連絡をいただいております。また、副市長におきましては、所用がございまして欠席となりましたので、よろしく願いいたします。

それでは、開催にあたりまして、坂井市コミュニティセンター検討委員会 委員長がご挨拶を申し上げます。

(委員長 挨拶)

みなさんこんにちは。大変いい天気になりまして、稲刈りもどんどん進み、今朝ほどはちよっと金木犀(きんもくせい)の香りがしまして、花がどこにあるのかという、探すような匂いというのはすごくいいなあとあらためて感じるところでございます。

第10回ということで、いよいよ大詰めということになっております。本日はこれまでの議

論とちょっと違いまして、議論となる資料は、行政の条例とか規則についてでございます。これまで議論してきた内容が、この条例とか規則にどのぐらい入り込んできているかというところを観点に見ていただきまして、後は行政内部の例規なので、じゃあ、こういうように変えましょうというのは、なかなか難しいところもあろうかと思えます。そういった前提でちょっと議論を進めてまいりたいと思えますので、どうかよろしく願いいたします。

(まちづくり推進課長)

ありがとうございました。それでは、会議に入りたいと思えます。ここからは坂井市コミュニティセンター検討委員会設置要綱第 5 条の規定によりまして、委員長が議長となりますので、委員長よろしく願いいたします。

(委員長)

改めまして、よろしく願いいたします。2 時スタートで大体、午後 4 時ぐらいを目途に進めてまいりたいと思えますので、ご協力をお願いいたします。

では、お手元の議事次第に基づきまして、協議事項の前に報告事項「第 9 回資料補足説明について」。事務局のご説明をお願いいたします。

(まちづくり推進課 岡部課長)

修正資料 2-2、補足説明事項に基づき説明
[第 9 回資料補足説明について]

(委員長)

ありがとうございました。前回、第 9 回の議論の振り返りとその後の資料修正をさせていただいた点についてご説明をいただきました。お手元にある資料につきましては、すでに皆様方にお配りされているところでございます。特に事務局の方に問い合わせ等は無かったように聞いておりますので、特にご意見無いのかなと思えますけれども、一応、報告事項でありますけれども質問とかご意見あれば、今、承っておきたいと思えます。いかがでしょうか。

(委員長)

ありがとうございます。後、名称についても事務局としては「コミュニティセンター」という名前で行きたいと改めて今、ご提示があったところでございます。私からも補足すると、いろんな愛称的な名前というものは、正式名称である「〇〇地区コミュニティセンター」の他に付けるということは、十分可能であると思えますし、もし地域に馴染みにくい、あるいは他の何か施設と紛らわしいとかいろんなことがあったら、そういう愛称という形で対応していただくと非常にありがたいなと委員長としても思っております。よろしいでしょうか。

(委員長)

では、協議事項に入らせていただきたいと思います。協議事項の1、「コミュニティセンターの例規について」、事務局の方からご説明をお願いいたします。

(まちづくり推進課 課長補佐)

コミュニティセンターに係る例規整備 体制図、資料1に基づき説明
[コミュニティセンターに係る例規(案)について]

(委員長)

ありがとうございます。資料1について、コミュニティセンター条例(案)とコミュニティセンター条例施行規則(案)ということで、わかりやすく関連するところを横に並べて、ご説明をいただいたところがございます。そして、主だったところについて、ざっと見ていただいたということだろうと思います。

では、資料1につきまして、ご質問・ご意見ありましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。A委員。

(A委員)

今、公民館に勤めていながら疑問に思ったことが一つあります。施行規則の第3条の2で使用許可申請書の受付期間は、「使用日の属する月の1月前の初日から使用日の前日まで」となっていますが、現状でいきますと、例えば、土曜日の夜や日曜日につきましては、シルバー人材の方での管理、委託となっております。前日に申込みに来られて、「明日の日曜日に使わせて欲しい」といった場合や「土曜日に来られて日曜日に使わせてくれ」といった場合にシルバー人材の手配がつかないという場合も考えられます。そうすると、前日というのは、ちょっと厳しくなるのではないかと思うのですが、今の公民館施行規則でもそうなっているのでしょうか。ちょっと勉強不足なのでお聞きします。

(委員長)

ありがとうございます。ちょっとお調べいただいて……。よろしいでしょうか。

(生涯スポーツ課長)

今の公民館の設置要綱と今回の設置要綱の内容は、たぶん同じだと思います。本来、この形で進めるべきところがございますが、A委員が言われるようなこともございますので、現在は臨機応変に各公民館で対応していただいているのが現状だと思います。

(委員長)

引き続きお願いします。

(まちづくり推進課長)

現状に合わせた形で検討させていただきますので、また、きちんとした形をお示しさせていただきます。

現在の公民館条例の施行規則をみますと、利用日の2日前となっておりますが、シルバー管理の関係、今後の施設の管理の部分を含めて、再度こちらの方で検討させていただきます。

(委員長)

ありがとうございます。関連してお願いします。

(B 委員)

現実的なことを申し上げますと、登録団体をなさっている方というのは1年間を通して、月に何回か利用しているという方で、1ヶ月前から前日まで、前々日でもいいのですが、現実には1年間、例えば第2水曜日の夜とかを押さえてもらわないと、1ヶ月前では定例的にやっている団体が入れないことがありますので、現実にはほぼ1年前、年度当初に1年間の予定を入れているというのが現実です。他の公民館的なところはどうか知りませんが、普通の多目的なところにおいては、例えば、大きいところは1年前とか、小さい部屋は半年前とかというのが一般的かなという思いもあります。

それともう一点。今、コミュニティセンター条例(案)が出てきたのですが、これには施行規則があり、または、もっと細かい規則も出ていますけれども、今、私たちが検討を始めるときには、「これからまちづくりのためにまちづくり協議会が、このコミュニティセンターの運営に非常に関わってくる」というのが大きな話題になっていたかと思うのですが、この条例の中でまちづくり協議会とかという文字がどこにも出てきていないような気がします。施行規則の中においては、登録団体の一つとして出てきておりますけれども、今、コミュニティセンターになったというのではなく、まちづくり協議会が非常に運営に関わるというようなことで、最初、まち協がこのコミュニティセンターを意味するのかなと思ったくらい話題になったのですが、そういう色がちょっとでていないというのがこれでいいのかなという思いがちょっとします。

(委員長)

ありがとうございます。A 委員からご質問があった使用の申し込みについてですが、その規則に準じて、真面目に申し込んだ人が損とにならないようにすることも必要かなと思いますし、やはり、現実に合わせて形で決めていく、あるいは、柔軟なやり方ができるという形でご検討願えたらと思っております。よろしいでしょうか。

ちょっとC 委員にはお待ちいただいて、今、B 委員からもう一点ご指摘ありましたけれど

も事務局の方、いかがでしょうか。

(まちづくり推進課長)

当初、このコミュニティセンターに移行した場合に、まちづくり協議会が運営をするというようにこの話もあったかと思えます。しかしながら、やはり、まちづくり協議会が施設の運営や管理をするまでには、まだ、体力的にいろいろ難しい部分があるということで、まちづくり協議会については、地域とまちづくり活動を行っていただくという形の位置づけをしてきました。そして、コミュニティセンターというものにつきましては、今現在は、あくまでも公設公営というものを考えております。そういった中での条例というものの形の中で、まちづくり協議会の関わり方につきましては、まちづくり協議会の規則のところでは書かせていただくという形で事務局の方は考えております。当然、コミュニティセンターが地域まちづくりの拠点施設となる、現在も、まち協が公民館を活動拠点として活動を行っていますが、コミュニティセンター移行後におきましても、やはり、まち協はそこを活動拠点として、センター長、社会教育指導員、まちづくり協議会の各種役員の方、地域の方々の力を合わせた地域づくりを行っていくという形で考えております。そういった中で、センター条例の中では、「まちづくり協議会」という言葉は出てきておりませんが、あくまでも公設公営の中での管理運営をという形で示させていただいておりますのでご理解いただきたいと思います。

(委員長)

ありがとうございます。では、C委員お願いいたします。

(C委員)

2点お願いします。一つはB委員が言われたことですが、今日の資料の1枚目裏側の「コミュニティセンター及びまちづくり協議会における連絡会等」というところの2つの「コミセン地区連絡会」と「まち協地区連絡会」の構成員をみると、先ほどB委員が言われたような感じのイメージ、行政がすべてを動かすような感じというか、行政が主導になって動かすようなイメージに映りますので、従来の公民館とどこが違うことをやっていくのは組織図からは難しいと、ちょっと思いました。

それともう一つ。まち協地区連絡会の主催は各支所の地域振興課ということがここに書いてあります。では、今日の資料の条例施行規則の第11条の連絡にあたるセンター……。ここで、いろいろな連絡等は連絡センターがするというのと、地域振興課の仕事と連絡センターの仕事とがイメージ的にどんなことがわかりづらいと思います。連絡等にあたるセンターが主体的に何でもやっていくような、単なる事務連絡をするところなのか、その辺のイメージはどうなのでしょう。

(委員長)

事務局の方、お願いします。

(まちづくり推進課長)

まず、連絡等にあたるセンターの役割ですが、今現在、拠点公民館がいろいろな国・県等の、例えば調査的な部分の取りまとめとか、また、各事務における各町内の連絡を担っていただいています。そういった中で、コミュニティセンター移行後におきましても連絡等にあたるセンターにおいても、そういった取りまとめや事務的な部分があるかと思っておりますので、そういったものを担っていただきたいと考えております。また、まち協地区連絡会につきましては、ここに主催は地域振興課と書いてありますが、当然、地域振興課はその町のまちづくりの最先端にいるというか、連絡を担っていただくという役割を考えております。ただ、例えば、C委員がいらっしゃる〇〇地区においては、まちづくり協議会が主催的な取り組みの中で、まちづくり協議会の会長、事務局長、また、区長会長、公民館長が月に1回お集まりいただいて、情報交換をやってらっしゃいます。そういった皆さんで、主体的に取り組んでいただきたいと思いますと思っていますが、やはり、そこでのいろいろな事務手続き的な連絡等については、やはり、地域振興課に担っていただくと。そういったことで、いろいろな地域の課題等において意見がでてきたものについては、当然所管であるまちづくり推進課とか総務関係部局も情報共有しながら問題解決にあたりたいという部分もございますので、そういった取り組みを考えております。

(委員長)

ありがとうございます。C委員よろしいでしょうか。

(C委員)

確認ですが、「コミセン地区連絡会」と「まち協地区連絡会」について、この「連絡等にあたるセンター」というのは、コミセン地区連絡会的な業務を行う連絡会ということでしょうか。それから、まち協に対する指導育成や通知等の連絡については、地域振興課が行うという役割分担でよろしいでしょうか。

(委員長)

ありがとうございます。私からは特になのですが、まちづくり協議会がこういったいろいろな活動あるいは、コミュニティセンター事業に関わるという中で、より積極的にまち協がやりたいという地区については、この条例とか規則の中でも十分可能であると思っておりますので、そういった地区については、積極的にまち協主体でやっていただいて、行政はそれを側面支援するという形。また、まち協がまだまだそこまで体力というか体制とかが整っていないところにつきましては、ある程度、行政が主導でやりながらやっていくというような形で最初は運用されていくと思っております。そういった中で、条例とか施行規則というのは最低限、必ず

書いてあることは守らなくてはいけないということです。そういった意味合いで、踏み込みが、もしかすると少し足りないと感じられるところがあるかと思いますが、その点、ちょっとご理解いただきたいと思います。

他の委員でご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

(委員長)

では、また後で振り返っていただいても結構でございます。今、資料 1 ですので、次は資料 2 でしょうか。ご説明をお願いいたします。

(まちづくり推進課 課長補佐)

資料 2 に基づき説明

[センター長の服務に関する規則（案）について]

(委員長)

ありがとうございます。センター長の服務に関する規則ということで案をご説明いただきました。これについて、ご質問・ご意見を承りたいと思います。いかがでしょうか。

(C 委員)

サービスの第 3 条の (5) ですが、「まちづくり協議会運営における事務に関すること」、そして右の欄に「まち協の事務局長的役割を指す」は新しく入れた文章だと思いますが、現在は、どのような体制でされているのでしょうか。

(まちづくり推進課長)

今現在、公民館長のサービスの規則の中では、公民館長は「市民との協働によるまちづくり推進のための支援に関すること。」という形で明記されております。今後、コミュニティセンターに移行した場合に、センター長の役割というか位置づけを明確に強調したいという考えから、地域まちづくりのコーディネート役、各種団体との調整、まち協との連絡調整等、中心的な役割を担っていただきたいということで、こういう形で書かせていただいております。今現在は、「支援」という形になっております。

(D 委員)

今の件に少し関連したことになるかと思われませんが、第 5 号では、まちづくり協議会の運営に関する、今までは「支援」ということになっておりましたけれども、これが「事務に関すること」ということで、一歩進んだ事務をなさйтеということだろうと思います。そして、確認事項の中で、「まち協の事務局長的役割を指す」とあります。ここでは、事務局長的いわゆる事務局長だよということをお願いしたいのだろうと思いますが、その一つ上に、地域づくり

のコーディネーター役をするとあります。コーディネーター役というのは全体をまとめるとか、調整をなささいということを行っているのだと思いますが、「事務に関すること」というのを、この「まち協のコーディネーターの役割」という形にしてもおかしくはないのではないかと思います。この事務局長的という言葉にちょっとどうしても引っ掛かります。そして、中間報告書のコミュニティセンター長の職務の③でも、コーディネーター的役割を果たして欲しいと、こういうことを謳っていたと思うのですが、そこらへんの調整がちょっとずれてくるのではないかと思います。以上です。

(まちづくり推進課長)

今ご指摘の「事務局長的役割」というこの言葉の使い方では、いろいろご意見をいただいているところでございます。事務局といたしましては、センター長におきましては、地域づくりをまちづくり協議会が中心となって活動を行うわけですけれども、そういった中で、中心的な役割それがコーディネーター役という言葉になるか、また、事務局長的なということになるかになるのですけれども、とにかく地域づくりの中心的な役割で、地域を引っ張って欲しいという思いをここに表わさせていただいております。

(委員長)

ありがとうございます。確認事項は補足で書いてあるということで、実際の規則には載らないというような形になります。事務局の思いとしては、今、次長がおっしゃったとおりで、こういう役割を担って欲しいということではございますし、規則として実際に表に出るのは、この左側のことになろうかと思います。行政の規則としてこういう形で提示することで、いろんな受け皿になるということを私自身も理解しております。D 委員よろしいでしょうか。ありがとうございます。他の委員もよろしいでしょうか。

(まちづくり推進課 課長補佐)

資料3に基づき説明

[まちづくり協議会規則(案)について]

(委員長)

ありがとうございます。まちづくり協議会に関する規則ということでご説明いただいたところでございます。これについて、ご意見・ご質問ございませんでしょうか。E 委員。

(E 委員)

私、まちづくり協議会のお世話をさせていただいている中で、一番苦勞している取り組みとして、協議会の要件事項の第6条の(2)の「区域内にある各種団体等を可能な限り構成団体に含めること」ということがございます。これについて、この中でも一番やりづらいとい

うか非協力とか言うとおかしいかもしれないのですが、福祉協議会や防犯隊、消防団とかは、ほとんど非協力的です。こういう話をしても、ずっと入ってくれないというのが現実で、第10条に人的及び情報発信等の支援を行うというのを具体的にどのような支援をしているのかと思っています。現場でやっていて、非常にその辺を苦労しているというのが現実で、まち協から要望があったら、行政から、「協力して欲しい」旨を言っていただければありがたいと思います。その点、区長会に対してはそのように言っていただいても、本当にいろいろな会合とかにも来ていただいているのですが、他の団体については、私たちがいくらお願いしても駄目なので、やはり行政から支援していただきたいと思います。

(委員長)

ありがとうございます。この規則そのものというよりも実際の運用についてお願いというか、ご意見をいただきました。事務局の方、何かございませんでしょうか。

関連して、F委員どうぞ。

(F委員)

今、E委員さんがおっしゃった件ですが、〇〇の会長としては、今のようなことは起きていません。防犯隊も協力してくれますし、他の団体も協力してくれます。ただ、すべてを一本化しようとするとなかなか難しいところがあります。防犯隊には安心安全の部会長さんになってもらいました。そうしたら、積極的にいろんなことを考えてくれまして、つい最近では、まち協の役員と見廻りをやっています。その他にも、事故防止のいろんなことをやったり、まち協の祭りのときは県警の薬物乱用広報車を持ってきたりとか、いろんなことをやってくれています。ですから、そういったメンバーを中に取り込むことによっていろんな活動の範囲が広がっていくと思います。ただ、現在、課題になっているのは、〇〇のまち協を立ち上げて数年経って「なんか福祉が欠けてるんじゃないか。」となった時に、ある役員が「どこのまち協をみても福祉なんてどこもやっていない。まち協で福祉を取り込むのはおかしいのではないか。」という発言があったようです。しかし、今は考えが変わってきてまして、ここで、坂井市の〇〇の〇〇としての話になるのですが、坂井市の〇〇は、現在は4町に4支部の社協を設けて地域の絆づくりを進めています。そして、その支部の下に各地区の地区〇〇といますか、〇〇なら中部福祉部会、西部なら西部福祉部会というのを作っています。それを全市に広げて、それを絆づくりの核にしようとして、そしてもう一つの目的は、その地区〇〇・支部〇〇のメンバーがまちづくりの部会に入ってもらって、一緒に協力してやっていると、そういう主旨で動いています。ですから、全てがやっぱり動くような方向になっていくと思いますので、その辺のことをご理解していただいて、お互いに歩み寄っていくという姿勢がないとなかなか難しいのではないかと思います。最近よく話にでているのは、体協も入ってもらわないといけないし、青少年育成会も入ってもらわないといけないが、なかなか難しいので時期をみて進めていかないといけないかなということです。それから、民生委員と

か福祉委員とか社協は、一緒に活動をして一体となってやっていくということですが、メンバーが一体となってやっていくのか、組織全体が入っていくのか、というのが難しいところなので、これからどう進めていくかは考えていきたいと思っています。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。実際の現場のご苦勞と経過をお話いただきまして、非常に貴重なことだと思えます。事務局の方いかがでしょうか。

(まちづくり推進課長)

F 委員さんのお話ありがとうございます。事務局といたしましては、コミュニティセンターに移行するというので、市長部局の方に移るわけですがけれども、そういった中で、やはり、全庁的な取り組み、まちづくりの取り組みをやっていかないといけないということで、そういった各種団体のまちづくり協議会への参画・参加については、横断的な連携の中で、そういう組織をまちづくり協議会の構成メンバーとして活動していただきたいというような連絡・指導的なものはやっていきたいと思えます。また、組織全部が入るのか、社会福祉協議会の地区の委員さんの役員さんを入れるのかなど、そこら辺の取り組みは、地域・地域によっていろいろ取り組みの体制があろうかと思えます。地域によっては各地区の支援員さんがまちづくり協議会の福祉部会に入ってくるという取り組みも聞いております。そういったことですので、地道になるかもしれませんが、そういった組織を取り込んだ中でまちづくりをおこなっていただければと思えますし、市といたしましても、構成団体の誘導的な部分については、積極的な取り組みをおこなっていただきたいと思えますので、ご理解いただきたいと思えます。

(委員長)

ありがとうございます。今ちょっと議論になった部分につきましては、地区の各種団体がその地域のまちづくりに取り組むというか、まちづくり協議会と強い連携をしていくという部分について、やはり行政の支援というのは立ち上げ時に非常に大事であるというご指摘だと思いますので、今、次長からおっしゃっていただいたように、ぜひとも強固に推し進めていただきたいと思えます。他にありませんでしょうか。

(G 委員)

資料3のまちづくり協議会に関する規則の中で、第4条 協議会の役割の中に、「地域の課題解決」。さらに、第5条で地域住民の役割「地域課題の解決に向けて行動する」。さらには、7条 協議会の取り組み「地域の課題について調査・把握し、市と協働して課題の解決に努める」。「地域の課題」というのはどのような捉え方をすればいいのですか。それと、まち協が地域の課題を解決するのですか。

(まちづくり推進課長)

まちづくり協議会が地域のまちづくり活動を行う上では、やはり、まちづくり協議会の組織構成において、「区長会と一体となった連携」というものもあるかと思います。そういった中で、地域においては、例えば、お年寄りが多ければお年寄りのことを考えようとか、子ども会のことを強化しようとか、そういったいろんな意味での課題とか、取り組みをやりたいというような事業が出てくると思います。そういったところでのそういったものを想定しております。まちづくり協議会が、地域のいろんな取り組みをおこなう中では、地域の区長会を含め、地域住民の方々のいろんな意見というものがでてくるのかなということで、こういった書き方をさせていただいております。

(委員長)

地域課題というのは、様々ありまして、それは当然行政も把握して解決していかなくてはいけないですし、まちづくり協議会もやるべきことはあると思いますし、それ以外のいろんな団体さんでやるべきこともあろうかと思えます。ここでは、限定せずに地域の課題がいろいろある中で、協議会も一定の役割を果たさないといけないということを、この規則の中で表しているというようなことだと思えますけれどもいかがでしょうか。

(G 委員)

地域にはいろいろとございまして、区長会もございまして、民生委員さんもおられますし、福祉委員さんもいる。様々な役職を持った方がおられる。それで、そういう方々の意見が出て地域の課題というものが出てきまして、それをまた、いろいろ行政に要望したりするわけですけれども、このまち協の今一つピンと来ないのは、地域の課題という漠然なことという規則を作ってもいいものかと。裏を返せば、まち協で地域の課題を調査・把握・解決してくれというニュアンスにもなるので、個別の線引きといいますか、きちっとしないとおんぶにだっこのことになりかねるという気がします。

(委員長)

では、F 委員。関連することでコメントいただけますでしょうか。

(F 委員)

地域の課題についてといいますか、これについては、7 年前、まちづくりを立ち上げるときにいろんなメンバーに集まっていたいて、そういう方はまち協のメンバーになっているのですが、〇〇の元の公民館の大ホールでいろんなディスカッションをして、地域の課題をあぶりだしました。そして、それに基づいて、各部会を作りました。安心安全部会を作って、ふれあい部会を作って、それから学習健康部会を作って、歴史文化部会を作りました。その

部会でそういう課題、例えば、治安とか安心安全とか、防犯とか防災とか、それから健康とか、それから地域の福祉とか、福祉は最初全然出てこなかったですが。それから、歴史文化、それから学習健康、それから田んぼアート。最初はそんなことばかりやっていて、それではあかんあという話で、段々、じゃあ、安心安全部門の治安といいますか、当番で子どもの帰りを見送っていると。まあ、そういうことで、一番最初の立ち上げで、おそらく、どのまち協にも各部会があると思いますが、その部会の名前を付けて作った由来は、やはり、そこでの課題をみんなであぶりだして方向性を出し、そういうところからきているはずで。ですから、ある程度の大きな方向性は、もうわかっていると思います。それについては、その都度、課題を検討しながらやっていけばいいのであって、特に今後の大きな課題は、高齢化とか少子化とか、それから地域の絆が薄くなってきているとか、それから防災についても考えなくてはいけないとか、そういうことが課題になってきているはずで。ですから、そういうことを念頭にやっていけば、課題をこれから限定するよりも、こんな程度でいいのではないかなという気がいたします。おそらくどのまちづくりも、そういうことは最初には検討したはずで。

(委員長)

ありがとうございます。この件に関して、他の委員何かありましたら。H委員。

(H委員)

今、「課題」という表現になっていますが、課題にはハードやソフトいろいろあると思います。ただ、私たちのところを仮に例を挙げますと、まちづくり協議会の中では、地域の課題としての検討はありますが、地域に密着したハード、あるいはソフトには、まち協ではなく区として対応する課題もあると思います。その選別が非常に難しいと思います。ただ単に「課題」という表現をしてしまうと多くの選択が含まれてしまって、どう判断すればいいのかわからないようなことになりかねないのです。ですから、先ほどからずっと見ていますと、「課題」と表現されていますけど、課題にもいろいろとあり、先ほどF委員が言われたような課題もありますが、そういったことを分別してやらないと、私たちの方では、課題という表現をすると、完全に勘違いしますし、私自身も勘違いします。だから、どこでどう判断してこの課題を出すかということは、例えば、区長会の会長としてどうするか、あるいは、区長会としてどうするか、まち協としてどうするかという判断をせざるを得なくなるのです。ですから、あまりここで「課題」とあえて表現されると、ちょっと私の方も正直言うと困るのです。ですから、もちろんまち協としても課題は必要でしょうけど、何々に関連した課題とか、何かそういう含みを持たないと単に「課題」と挙げられてしまうと、ちょっと私の方も困るようなことになりかねないと思いますので、その辺もちょっと汲んでいただきたいと思います。課題そのものは、別に問題ないと思いますけれども、その辺を考慮していただきたいと思います。

(委員長)

ありがとうございます。ちょっと私自身が理解できていないのですが、この地域の課題と
いういい方があることで、実際どういう不都合が起きるのでしょうか。

(H 委員)

分別ですか？

(委員長)

いや、この表現のいく場合に不都合が起きると、ちょっと地域で誤解が生じるとおっしゃ
いましたけれども・・・。

(H 委員)

例えば、一概に課題と言っても、まち協では、ハード面はほとんど対応できない感じです。
あと、ソフトの面における地域の課題、まち協の行事予定を作った中で発生するいろんな課
題等は取り上げて結構だと思います。ただし、地域全体の中で起こるいろんな課題につい
て、例えば、土地がどうこうなったとか、あるいは、空き家対策などいろいろありますので、
課題としてひとつに表現すると、どこでどうするかという場合も出てくるのではないかと正
直思います。

私自身が、今、実際やっている中で、例えば、区長会の中でやっている課題があります。
それから、まち協ならまち協の中でやっている課題もあります。そういった面で、区長会で
対応する地域の課題というのは、直接、行政との話、あるいは、区民との話という形をとっ
ているわけです。それがすべてまち協でやるということになれば、なかなか非常に難しい問
題が発生すると思います。

(委員長)

区長会がおっしゃる課題というものと、市がいう課題と、まち協がいう課題というものを
線引くというのは、すごく難しいですね。課題がいっぱいある中で、お互いが強い連携をとっ
て、その課題を洗い出して、実際解決するのは、行政がハード的なことをやったりとか、ま
ち協がソフト的なことをやったりとか、もっと細かい範囲のところは区長が中心となってや
るとか、いろんな役割分担で実際やるときはでてくると思いますけれども。

(H 委員)

区と行政との関係の中で、ハードの面にしても、行政の方から「費用が掛かる場合には、2
分の1は行政が持ち、2分の1は区が持ってください。」というような費用分担があるわけ
です。そういったところは、まち協としてはおそらく判断できません。それは、地域の資金を

使ってやることですから、課題といっても、なかなか私は判断が難しいと思います。

(委員長)

役割として課題という形で書かせていただいた上で、義務でも何でもなくて、縦割りに「ここがやるべきこと。」とかそういうことも決まってないわけで、地域に存在する課題というのは全部その地域で、まち協を中心に考えていただくというような枠組みをこの規則の中で示していると思うのですが。

ちょっとすみません。先にちょっと I 委員お願いします。

(I 委員)

今、課題がたくさんあるんでしょうけれども、その課題を誰が解決するかという中に行政が入ってくると、そこに溝ができてしまって、結果的には事業そのものが不参加になってしまうようなケースが多くなると思います。だから、私たちの場合は、会長とその地域の区長さんとの中での触れ合いの中で解決していかないと、なかなか難しいと思います。行政が入ると喧嘩になってしまうのではないかと、そんな気がしますけど。地域の課題は地域で解決してもらおうという主旨でやっていますし、まち協ならまち協で範囲が大きいので、そこでまた解決してもらおう。地域によって誤差はあると思いますが。そういうことで、解決した方がいいんじゃないかというのは感じます。

(F 委員)

「課題」というと変に重くなるのですが。〇〇のまち協には区長会もみんな役員に入っています。そして、月 1 回は必ず総務部会を開いて、そこでいろんな案件を検討して、「これはまち協でできんわ。区長さんもお願いせんとあかんわ。」とか、そういうことがあります。そして、課題というよりもむしろ、まち協を立ち上げたときに、「我々の課題は何であるか」という考え方ではなくて、「誰しもが安心して住みやすい、ああよかったなあという〇〇にしよう」と、そういうまちにするためにはどうしたらいいかと、そういうことから出てきたのが各部会であって、今やっている活動であって、課題がどうのこうのということを我々は思っていない。ただ、この前の〇〇のまち協のコミセン化の報告会で、〇〇の区長さんだったか話をしていたのは、3 月や 4 月頃の年の初めになると、ここをこう直して欲しいなどのいろんな話がでてくるのですが、それを各区でバラバラでやっていたのを、〇〇のまち協に全部集約して、こっちが先とか後にしようとか優先順位を付け、まち協が中心になって市にお願いをしているようで、その方がはっきりしていいよという話がありました。まち協と区長会が一緒になって協力すると、またいいこともあるし、その辺は、いろいろとディベートしながら進めていけばいいのであって、課題と感じていることはないと思います。

(G 委員)

今の件ですが、事務局としては第 7 条に書いてある地域の課題というのは、どういうふう
に捉えているわけですか。

(まちづくり推進課長)

今、いろいろとご意見いただきましたけれども、やはり地域の課題の中で取り組みという
と、例えば、まち協であったり、区長会であったり、その地域での役割等がでてくるのかな
と思いますので、そういった中での役割分担をしながら、取り組んでいただければいいかな
と考えております。ここで、必ずしもまち協がすべて、行政への要望を出しなさいとか、そ
ういった意味合いを込めているものではございませんし、当然、区長会として市に要望とか
意見を申すこともあると思いますし、また、まち協として、そういう関係課の方へ意見・要
望を出すこともあろうかと思えます。ここでいう、地域の課題というのは、地域住民の生活
に密着した部分でのものであって、例えば、お年寄りが多くいれば、お年寄りの憩いの場を
何とか考えてあげなくてはいけないとか、例えば、昨今問題になっている子どもの誘拐の
こととかがあるので、じゃあ、地域にいる方々で子どもの見守り隊を結成して、登下校の安
全を確保してはどうかとか、そういった、ちっちゃなところから始まるのかなと思います。
そういったものを想定しておりますし、例えば、行政に意見を言うとか、そういう陳情的な
ものの課題ということでは想定はしておりません。そういったものは、そういった部署で
取り組みがあるのかなと思っております。

(委員長)

ありがとうございます。地域の課題というところで少し深い、本質的な議論をしていただ
いたと思います。行政がつくる規則としてはこういう書き方で、分野とかエリアなど、地域
は地域なのですが、これに限定したり、関連させたりするということは、何に関連するの
かということをもた書かなくてはならなくなりますので、技術的な問題を含めましても、こ
こは変えようがないなと思うのですが、今、ちょっといろいろ議論した内容と事務局のお答え
の中でご理解いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

(G 委員)

これはまちづくり協議会の規則なので、まちづくりの課題とかには直せないのでしょうか。
地域の課題もいろいろ、行政もいろいろんな方法があるということをおっしゃいましたが、
これを見るとみんなが地域課題というと、我々が思っている区長会が要望するとか、ハ
ードとかソフトとかいろいろとありますが、そのようにとられるというのがあります。で
すから、これはまちづくり協議会の規則でありますから、まちづくりの課題とかというよう
に変えてはどうでしょうか。

(総務部長)

今のご指摘ですが、こちらの方のこの条文の作成の意図としては、先ほどからご意見いただいたり、こちらから説明しているように、それぞれ地域での課題についての捉え方というのは、区長会であっても、まちづくり協議会の方であっても、それぞれ共通の認識といえますか、いろんな地域ごとの特徴を捉えた上で、それぞれここが大きい課題だなという捉え方をされていると思います。その上で、まちづくり協議会の中に区長会をはじめ、福祉や防犯や先ほどからご意見をいただいているような団体の方に参画いただいて、それぞれが担える責任を分担しながら、解決のために力をいただくという活動を自主的に主体的に盛り上げていただくというのが、そもそものまちづくり協議会に関する規則、あるいは、まちづくり基本条例の精神というものが基本になっていると思います。区長会というのは、直接、市長から委嘱をさせていただいて、その地域の行政の一環を担うと、それから、〇〇区長会であれば、全体としての責任の範囲の中で、財源的な裏付けを持ちながら具体的な行政活動をおこなっていただくということなので、それぞれの地域において、区長会でやる責任の範囲、あるいは、守備範囲がそれぞれ違いますので、それに基づいた特徴を生かした活動を進めていただくという主旨でございますので、それぞれ地域課題という一括りの表現をしておりますが、そういう意味としてご理解いただけたらありがたいと思います。

(委員長)

ありがとうございます。先ほどから議論されていますように、解釈としては地域のまちづくり課題ということですね。理想とするまちづくりを行うために、どんなことが地域で課題になっているのかということを中心に、まちづくり協議会で行っていくというようなことでございます。ちょっと、区長会との役割分担のあたりで、まだ引っ掛かることがあると思いますけれども、規則としては、こういう形でいかせていただいて、後は区長会と一体となった組織体制、または、強い連携を構築する中で、地域の方でうまく役割分担とか、どちらが主体になるかとか、いろんなことを含めて、実際には運営していただけたらと思います。

では、資料の4に移りたいと思います。事務局からご説明をお願いいたします。

(生涯学習スポーツ課 課長補佐)

資料4に基づき説明

[補助執行及び社会教育指導員規則(案)について]

(委員長)

ありがとうございます。資料4について、今、ご説明をいただいたところでございます。補助執行に関する規則と社会教育指導員設置等に関する規則(案)でございます。この点につきましてご質問、あるいは、ご意見ありましたら、よろしく願いいたします。

(委員長)

かなり行政内部の話のようなことなので、あまりないのかなとは思いますが。C 委員。

(C 委員)

社会教育指導員は資格要因等をここで謳う必要はないのですか。

(生涯学習スポーツ課長)

今、社会教育指導員につきましては、これまでも申し上げましたように、教職を経験された方で社会教育に秀でた方、中でも社会教育主事の資格を持っている方を中心に選考をしています。4 月からにつきましても、教職の経験者で社会教育主事の資格を有する方を配置するつもりです。しかしながら、今、この規則の中にはそこまでの資格云々というものは入れず、今後も選考の段階でそういったことを念頭に置きながら選考するという事で考えております。

(委員長)

ありがとうございました。資料4につきまして、他にございますでしょうか。

(J 委員)

社会教育を進めていく事業、これは今までも公民館がやっていたわけですが、コミュニティセンター化になることで、市としてはコミュニティセンターで従来どおり進めてくれという考え方なのか、それとも、さらに、社会教育についてもまち協も携わってくれという言い方なのか、ちょっと確認したいのですが。

(生涯学習スポーツ課長)

今現在行われます社会教育、あるいは、生涯学習については、地区におきましては公民館主体でおこなっております。そういう中で、コミセンになってからも、今現在公民館の中でおこなわれているいろんな活動は、そのまま継承してコミセンになっても受け継いで進めていくと、そういうふうに考えております。そういう中で、社会教育指導員の規則がでておりますが、この方は、先ほど説明がありましたように、いわゆる、青少年育成に特化しているところがあります。そういうことをお願いしているのが現状だったのですが、やはり、社教主事という資格、社会教育の専門家ということの観点から、これからまちづくり協議会などがいろんな事業を進めていく中で、社会教育的な立場から助言できることがあるのではないかともあります。これまでは、青少年に限ったことでありましたが、これからは、各地区に一人ずつおりますので、その地区内のまち協などの相談役ということがお願い出来たらと考えております。

(委員長)

ありがとうございます。その他、ご意見・ご質問ございませんでしょうか。

(委員長)

資料1から資料4まで、いろいろとご議論をいただきました。規則とかこういう部分につきましては、行政の作成するものであり、かつ、行政的な用語とか言い回しとか、踏み込めない部分であるとか書き込まなくてはいけないような表現というものがあるかと思いますが、そういう中で、冒頭にも申し上げましたように、こう直すというようなことは、中々できない部分ではございます。そういう前提でご議論いただきまして、いろいろと多くのご意見、あるいは、今後どう運用していくかという部分について、改めて、今日ご意見を頂戴いたしましたので、きちんと議事録を残し、規則に反映するというところは難しい部分があるとしても、実際に運営していく中で、対応を事務局の方でしていただきたいと思えます。今日参加されている委員の方々におかれましても、議論した内容というものをしっかり記憶いただいた上で、来年4月以降の施行に向けて、しっかり準備をしていただきたいと考えております。

大体、今日のところの議論、協議事項についてはこれで終わりたいと思っております。

協議事項の2番、その他として事務局、何かございますでしょうか。

(委員長)

E委員どうぞ。

(E委員)

今日の資料には、センター長の規定などが謳われているのですが、これからコミセンを運営していく上で一番大事なのは職員で、主事の待遇の問題だと思うのですが、今ここで触れられていないことがあります。今のところ、主事さんは臨時職員で1年間の更新とかになっています。そういうものについても、ここに謳うとか謳わないとかではなくて、私たちが一番頼りにしているのは、もちろん、センター長も頼りにしていますが、それ以上に主事の方を頼りにしていて、いろいろ事業活動をしておりますので、その辺のところをもっと一度考えていただきたいと思えます。

(委員長)

ありがとうございます。今日の議題になっております、規則というものについては、最低限とか、これがベースになっているんなものが進められていくということでございますけれども、最終的な報告書という形でまとめる場合には、議事録の内容を踏まえて、いろん

なこの規則以外の部分について、今、E 委員にご指摘いただいたような課題についてもきちんと整理をしていくことになろうかと思っておりますので、次回またご確認をいただければと考えております。貴重なご意見、ありがとうございます。

(D 委員)

コミュニティセンター条例の別表、第 2 条関係の表の順位と、まちづくり協議会に関する規則の別表、第 3 条関係の順位が 1・2 箇所違っているのは何か意味があるのでしょうか。

(C 委員)

大石コミュニティセンターというのも順番が違っているのですけれども、どう統一されたのでしょうか。

(委員長)

細かいところではございますが、こういった規則に位置付けられる別表でございますので、何か法則、全般の法則をご示しいただいて、それに正確に直していただければよろしいのかと思います。

(まちづくり推進課長)

今ご指摘のところは、公民館条例の公民館の配列の順番とまちづくり協議会の配列の順番が違うというご指摘だと思います。コミュニティセンターについては、公民館条例を優先させて、こういう形で書かせていただきましたけれども、コミュニティセンターとまちづくり協議会との関係、配列については、ちょっと内部で協議させていただきますのでよろしくお願いたします。

(委員長)

そういうことで、ご理解をよろしくお願いたします。それでは、ちょっと戻りまして、協議事項のその他のご説明をお願いたします。

(まちづくり推進課長)

協議事項のその他はないということで、大きな 3 番のその他で、次回、第 11 回のコミュニティセンター検討委員会が最終になります。これについては、これまで協議された中間報告も踏まえて、それ以降にここで検討された内容の報告書という形になりますので、議事録等も見ながら報告書を作りまして、また、11 回の検討委員会でお示しをさせていただきたいと思っております。これについては、11 月 10 日月曜日の午後 2 時から、この会場で行いたいと思っております。最後の検討委員会になりますが、よろしくお願いたします。また、これまで、委員さんにおかれましては、各地域に持ち帰りましてフィードバックをしていただいているかと思

います。そういった中で、各地域から勉強会とか研修会を開いていただいて、我々、担当も出席をさせていただいております。これからこういった機会も増えるのかなと思いますし、検討委員会の内容も踏まえまして、地域に持ち帰っていただきまして、地域の方々のご意見をいただけたらと思っております。よろしく願いをいたします。

(委員長)

ただいま、次回の日程と内容についてご紹介いただきましたけれども、これについて、ご質問ございませんでしょうか。J委員。

(J委員)

全体のスケジュールの中で、10月と11月で地区別の説明会をする予定だったかと思いますが、地区別の説明会は11月以降にするということなのでしょうか。

(まちづくり推進課長)

報告書を意見集約しまして、皆さんに見ていただきます。そういった中で、きちんとした報告書が出来上がると思いますので、それを市長の方に提出させていただきます。その後に、地元説明会を開催させていただきたいと思います。その時期が11月後半から12月、または1月という形になるかなと思いますけれども、前回の検討委員会でもお話しましたが、まずは、町単位で区長会の皆さんやまちづくり協議会の役員の皆さん、各種団体、公民館長さんなど、そういった方々を対象に開催させていただきたいと思います。そういった中で、公民館単位、まちづくり協議会単位でのご要望もあろうかと思いますが、こちらとしても、丁寧な説明をさせていただきたいと思います。また、この条例施行規則等については、行政側の事務手続きとなりますが、10月に例規審査会というものがございます。そこでまた言葉の使い方とかいろんなところの指示を受けるかと思いますが、そういったものの中で、出来上がりまして、12月の議会の方に上程をさせていただく予定でおります。議会の方で承認いただければ、来年の4月1日から施行という形で、議会の議決後にはホームページや広報等で、公民館はコミュニティセンターになりますよというようなことも、住民の方に広く周知をしていきたいと思っておりますので、また、検討委員会の皆さんには大変お世話になりますけれども、よろしく願いをしたいと思っております。

(委員長)

ありがとうございます。スケジュールについて、確認をしたところでございます。事務局、大変だとは思いますが、しっかりと周知をしつつ、いろんな修正をしながら、この委員会の後も、次回の委員会の後も早く出せるようにということで、やっていただければと思っております。ありがとうございます。

(J 委員)

12月議会で条例案を提出されるということですが、地元への説明会が開催されないままに条例案が出されるということになるのでしょうか。

(まちづくり推進課長)

住民説明会については、報告書の提出を受けてという形になりますが、条例とか規則等については、制度的な部分ですので、そういったものを12月の議会の方で議決をいただきたくという予定でございます。そういった中で、これまでの検討委員会のコミセン化の問題については、住民の方々も関心を持ってございますので、もう既に、〇〇地区とか〇〇地区においては、地区ごとに出掛けているところもございまして、また、J委員のいらっしゃる〇〇地区の方でも、そういったお話をいただければ、説明に伺わせていただきます。先般、〇〇地区においては、合同のコミセンの定例報告会、勉強会も開催させていただいておりますので、そういったところでの説明というものは今後も必要になってくるのかなと考えております。

(委員長)

スケジュールが結構タイトなので、そういった形で工夫をしながら、次回の委員会に臨むことと、住民説明会をきちんとということをお祈りしたいと思います。ありがとうございました。

その他、ご質問ございませんでしょうか。

(委員長)

では、太田副委員長からご挨拶いただきたいと思います。

(副委員長)

みなさま、今日は長時間にわたりまして、また、細部について規則の細かいところまでご協議いただきまして、本当にありがとうございました。おそらく次回、みなさまにお見せできる案は、非常に立派なものになってくるのではないかと考えております。

社会教育法が施行されまして、65年過ぎております。この間に社会がどう変革したかというところ、青年団、婦人会、いろんな団体があるのはありますが、もうなくなってきている。老人会だけは各地区で非常に盛んに行われているのですが、団体が非常に少なくなってきました。こういう中で、今、何が一番大事かといわれると、やはり坂井市がこの前からまちづくり条例の中に申されている通り、「まちづくり」「地域づくり」、そして、「各住民間の絆を強く」していこうということです。これらは我々、社会教育の面においてもそうなのですが、我々、文科省の指導の下、全面的にこれを取り入れて行っているところでございます。そういう意味合いで、我が坂井市も県内の先にいきまして、来年4月から、今、皆さんにご承認

いただいたような形で新しくもコミセンと、コミュニティセンターというものができてくるということは、非常に我々、誇りにしていきたいと。そうなるためにも、みなさまのますますのご協力をいただいて、より立派なものに仕上げていきたいと思えます。前に東近江に見学に行った時にも、みなさまにお礼としてお返しできるのは、より立派なものをつくって、みなさまにお見せしたいということを書いてきました。ぜひ、そうしていきたいなど。みなさまと共に、これからも頑張っていきたいと思えます。

本日は、どうもありがとうございました。

(委員長)

では、以上をもちまして、第10回坂井市コミュニティセンター検討委員会の会議を終了させていただきます。会議の円滑な進行につきまして、ご協力を賜り、ありがとうございました。次回、ちょっと時間が空きます。間をおきますけれども、また事前に配布される資料が届くと思えますので、またしっかり検討していきたいと思えますので、どうかよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

終了 午後3時58分